

丹波市雇用奨励金について（R6.4.1改正）

【 目 的 】

丹波市内に施設を新設、増設又は移設した企業が、その施設等で、新たに市内在住者を雇用していることに対して、補助金を交付します。

【 対 象 】

新たな施設を設置若しくは既存施設を拡張し、下記の要件を満たした事業者

	交付要件	優遇内容	適用期間
新設企業	施設等（土地、建物、償却設備）を総額5,000万円以上かけて新設した企業において、9箇月以上継続して常時雇用する市内在住者が3人以上増加していること ※非正規雇用から常時雇用に切り替えた場合を含む	1人につき50万円 〔限度額2,000万円〕	該当施設の操業開始後2年以内 〔申請回数〕 新設、増設又は移設1回につき1回限り
増設・移設企業	①施設等（土地、建物、償却設備）を総額1,000万円以上かけて増設又は移設した企業において、9箇月以上継続して常時雇用する市内在住者が1人以上増加していること※非正規雇用から常時雇用に切り替えた場合を含む ②増設又は移設後1年以内に当該部分に係る操業を開始していること		

新設：市内に事業所を有しない事業所が、新たに市内に施設等を設置すること

常時雇用者：企業の就業規則等に定める正社員であって、次のいずれにも該当する者

- ①新設又は増設又は移設した工場等において常時勤務する者であること
- ②国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者であること
- ③雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること
- ④雇用期間の定めのない者であること

補助経費の支払いは原則、銀行振込みでしてください。

【 申請手続き 】

①該当施設が完成・操業開始



②常時雇用者の雇用期間が9箇月以上経過



③補助金の交付申請（該当施設の操業開始後2年以内）

提出書類は「補助金交付申請書」のほか、下記のとおりです。

- ・ 会社概要のわかる資料
 - ・ 企業等概要書（指定様式）
 - ・ 履歴事項全部証明書（発行から3箇月以内）
 - ・ 就業規則
- ・ 市税の滞納のないことを証する書類（発行から1箇月以内）又は納税状況確認同意書（市が納税状況を確認）
- ・ 施設等の設置費用を証する書類（請求書、領収書等）
- ・ 施設等の図面
- ・ 常時雇用者の推移表（指定様式）
- ・ 事業所別被保険者台帳（ハローワークで取得）
- ・ 事業所別被保険者記録一覧表等（年金事務所で取得）
- ・ 新規常時雇用者の名簿（指定様式）

→名簿に記載された方は下記の書類が必要になります。

- ・ 新規常時雇用者の名簿（指定様式）
- ・ 住民票（写）（発行から3箇月以内）又は住居地確認の同意書（市が住居地を確認）
- ・ 雇用契約書（写）
- ・ 継続雇用を証する書類（写）（タイムカード等）
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）



④審査及び交付決定

書類審査後に補助金の交付可否を決定します。交付決定の場合は、「交付決定通知書」と「補助金請求書」を送付しますので、同請求書に必要事項を記入のうえ商工振興課までご提出ください。



⑤補助金の交付

振込日等が決定次第通知します。振込み後に通帳記帳等で確認ください。

【 注意事項 】

- ・ 該当施設の操業開始後2年以内に交付申請書等の書類を提出する必要があります。期間経過後の受付はできません。
- ・ 増設等の場合、常時雇用者を比較する基準日は増設を決定した日とし、不動産売買契約書や建物工事請負契約書などの書類に記載された日となります。
- ・ 本補助金は、交付申請後に予算措置を行いますので、交付申請から補助金交付までに相応の期間を要します。

お問い合わせ先	： 丹波市 産業経済部 商工振興課 企業誘致係
	〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
	Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005